

三重県エバーグリーンデザインのまちづくり推進条例(建築編)
桑名市記入方法マニュアル(令和2年4月版)

※原則(桑名市の取扱い含む)をまとめたものです。

特定施設新築等（変更）協議申請書

本申請書提出日を記入してください。（提出は事前（工事着工前）となります。）

年 月 日

三重県知事あて

住所 申請者の住所を記入してください。
 申請者 氏名 申請者の氏名を記入し押印してください。印
 （法人にあっては、主な事務所の所在地
 及び名称並びに代表者の氏名）
 電話番号 （ ）

申請者の電話番号を記入してください。

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第21条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添付して（変更）協議申請します。

施設の名称		施設の名称を記入してください。（任意の名称）						該当する工事種別を選択し、囲んでください。	
施設の所在地		施設の所在地を記入してください。							
施設の主要用途		施設の主用途を記入してください。							
工事種別		新築・新設・増築・改築・用途の変更・その他（ ）							
施設の概要	建築物又は公共交通機関の施設	敷地面積	敷地面積を記入してください。㎡			申請棟数	棟数を記入してください。棟		
		施設の用途	新築等の部分	既存の部分	合計	階数	地上	地下	階
		用途毎の面積 (㎡)	用途毎の面積 (㎡)	用途毎の面積 (㎡)	階	構造	階	階	
	合計	面積の合計	面積の合計	面積の合計	階	構造	階	階	
道公園又は	施設の用途を記入してください。複数用途がある場合は、段を変えて用途毎に記入してください。（右欄も同様）		「新築等の部分」欄は新築、新設、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕、大規模の模様替に係る部分の面積を記入してください。「既存の部分」欄はそれ以外の既存部分の面積を記入してください。			工事予定期間を記入してください。			
工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで						建築物での申請の場合、記入は不要です。		
設計者の住所及び氏名	() 建築士 大臣・知事			登録 第 号			様式に沿って設計者の情報を記入してください。		
工事施工者の住所及び氏名	建設業登録 大臣・知事			登録 第 号			様式に沿って工事施工者の情報を記入してください。		
※受付欄	記入しないでください。								

備考 変更協議の場合は、変更前及び変更後の整備内容を別紙に記入し添付してください。

担当者の連絡先 以下、事項に沿って担当者の情報を記入してください。（補正等がある場合には担当者に連絡します。）
 氏名
 事務所の名称
 所在地
 電話番号 () FAX番号 ()

整備基準適合表（建築物）

公共的施設 （特定施設） の名称	施設の名称を記入してください。（任意の名称） 協議申請書と同様の名称としてください。	公共的施設 （特定施設） の所在地	施設の所在地を記入してください。 協議申請書と同様の住所としてください。	構造、階数を記入してください。
主要用途	施設の主用途を記入してください。 協議申請書と同様の用途としてください。	構造・階数	造・地上 地下	階、階
延べ面積	原則、UD申請範囲の床面積を記入してください。 m ²			

整備内容が確認できる記載図面の名称及び番号を記入してください。

整備部分・整備項目	整備基準	記載図面の名称及び番号	整備内容	適合状況	※判定
-----------	------	-------------	------	------	-----

1 出入口

(1) 建物出入口 （直接地上へ通ずる1以上の出入口の構造）	イ 有効幅員 90 cm以上		(有効幅員) cm	適否	この欄は記入しないでください。
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
(2) 駐車 （駐車する1以上の出入口の構造） ※(1)の出入口と駐車が同じ場合は、記入不要	イ 有効幅員 90 cm以上		(有効幅員) cm	適否	適合表の記入要領は次ページ以降を参照してください。
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
(3) 利用室出入口 （利用室の1以上の出入口の構造）	イ 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
(4) 建物出入口 （直接地上へ通ずる主な出入口）	イ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置		(講じた措置)	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	

2 廊下等

(1) 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
(2) 段を設ける場合の段の構造（3に定める構造）	イ 高さ 80 cm程度の手すりの設置		(講じた措置)	適否
	ロ 主な階段には、回り段の禁止		(講じた措置)	適否
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置		(講じた措置)	適否

整備部分・ 整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
1 出入口		
(1) 建物出入口（直接地上へ通ずる1以上の出入口の構造）	イ 有効幅員90cm以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口の有効幅員をcmで記入してください。 ・ 複数申請される場合は最も幅員が小さい箇所を申請してください。また、該当の幅員が図面等で確認できるよう示してください。 ・ 両開き等の場合は一方の扉と連動して他方の扉が開閉する構造のものを除き、片側の扉の有効寸法としてください。
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開閉方法(引き戸、片開き戸等)及び取っ手形状を記入してください。 (握り玉及び握り込み型の取っ手は否と判断します。(参考：県UD(整備マニュアル)P14(※2以降同様))
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水平である(段差がない)旨を記入してください。段差がある場合は否となります。(参考：県UD(整備マニュアル)P13、段差のすりつけの例)
(2) 駐車場出入口（駐車場へ通ずる1以上の出入口の構造） ※(1)の建物出入口と駐車場出入口が同じ場合は、記入不要	イ 有効幅員90cm以上	1 出入口（1）イ同様
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	1 出入口（1）ロ同様
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止	1 出入口（1）ハ同様
(3) 利用室出入口（利用室の1以上の出入口の構造） ※多機能便所及び浴室など個々で扉の基準が問われるものは、1(3)イ～ハに反映しないでください。	イ 有効幅員80cm以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数ある利用室の出入口で最も幅員が小さい箇所をcmで記入し申請してください。 ・ 1つの利用室への出入口が複数ある場合、1の出入口が整備基準に適合となれば適と判断してください。 ・ 両開き等の場合は一方の扉と連動して他方の扉が開閉する構造のものを除き、片側の扉の有効寸法としてください。
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	1 出入口（1）ロ同様
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止	1 出入口（1）ハ同様

整備部分・整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
(4) 建物出入口 (直接地上へ通する 主な出入口)	イ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくする ひさし又は屋根の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置した場合に記入してください。 ・この項目は望ましい基準である為、適合状況への記入は不要です。
2 廊下等		
(1) 表面の仕上げは、滑りにくい材料		<ul style="list-style-type: none"> ・廊下等の床仕上げを記入してください。 ・複数仕上げがある場合、全て記入してください。 ・仕上げが多数あり、整備内容の枠内に納まらない場合は、図面番号を記入してください。(記載された図面にて確認する事ができれば問題ありません。(例：仕上げ表参照等)) ・床材は滑りにくい素材とする必要がありますが、明確な基準は無くあくまで設計者判断としています。例えば屋内床仕上げの場合、コンビニ各社共通の仕様であるセラミック系タイル貼りは整備基準上は適となります。(添付資料1-1, 1-2参照)
(2) 段を設ける場合の段の構造(3に定める構造)	イ 高さ80cm程度の手すりの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの設置、高さについて記入してください。 ・高さ80cm程度とは県UD(整備マニュアル)P23より原則75cm以上85cm以下としてください。 ・添付図面等に手摺の設置箇所及び高さが確認できるよう示してください。
	□ 主な階段には、回り段の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・回り階段ではない旨の記入をしてください。 ・好ましい階段の形状(参考：県UD(整備マニュアル)P23)
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	2 廊下等(1) 同様

整備部分・整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち上げ設置の有無及び高さを記入してください。 ・立ち上げの高さは5cm以上が望ましい基準です。 ・側壁が壁の場合は、その旨を記入してください。 ・階段の両側に対応が必要です。
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基準に沿って、識別のしやすさ、かつ、つまづきの原因の有無の2点について記入してください。(つまづきにくい構造の例→県UD(整備マニュアル)P23 けあげ・踏面の形状を参照) ・踏面の端部の識別には、剥がれやすいテープ(例:養生テープ、マスキングテープ等)は否とします。
	ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設	<ul style="list-style-type: none"> ・点状ブロック等の敷設について図示し、その状況を記入してください。
(3) 建物出入口から利用室等の各出入口に至る経路、駐車場出入口から利用室等の各出入口に至る経路及び利用室等の各出入口から多機能便所を設けた便所の出入口に至る経路におけるそれぞれ1以上の廊下等の構造	イ 有効幅員120cm以上	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下等の有効幅員をcmで記入してください。 ・廊下等の幅員が異なる場合は最も幅員が小さい箇所を申請してください。また、該当の幅員が図面等で確認できるように示してください。
	ロ 車いすが転回できる部分を廊下等の末端及び50m以内ごとに設置	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすが転回できる部分が図面で確認できるように示してください。 ・整備内容には、車いすが転回できる部分の有無を記入してください。(廊下に手摺がある場合でも手摺の下部に空間があり車いすの転回に支障がないと判断できるものは転回スペースとして考えることができます。) ・50m未満の場合でも車いすが転回できる部分を設けてください。
	ハ 戸を設ける場合の当該戸の構造	
	(イ) 有効幅員80cm以上	1 出入口 (1) イ同様
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	1 出入口 (1) ロ同様

整備部分・整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
	ニ 高低差がある場合は、(5)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高低差に対して講じた措置を記入してください。 記入例:「傾斜路の設置」「特殊構造昇降機の設置」等(傾斜路で対応された場合は2.(5)イ～フの該当箇所に傾斜路の構造を記入してください。) ・ 2.(5)の項目が全て適合となった傾斜路の場合にこの項目を適としてください。
	ホ 1の出入口並びに4のエレベーター及び特殊構造昇降機の出入口に接する部分を水平にすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドアの前後の水平部分を120cm以上設けてください。(県UD(整備マニュアル)P12参照)それを基準に適合状況を判断してください。 ・ 整備内容には水平部分を確保(120cm以上)できている旨を記入してください。
(4) 建物出入口から情報提供を行う場所までの廊下等(教育施設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。)	視覚障害者誘導用ブロック等の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置等の設置。ただし、建物出入口又は出入口が視認できる場所において、常時勤務する者が視覚障害者を誘導できる場合等は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置等の設置がされているか否かを記入してください。また、ただし書きによる場合は、その対応方法を記入してください。
(5) 傾斜路及びその踊り場の構造(教育施設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、イからトまでに定める構造)	イ 有効幅員120cm以上(段併設の場合は、90cm以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜路の有効幅員をcmで記入してください。 ・ 複数箇所申請される場合は最も幅員の小さい箇所を申請してください。また、該当の幅員が図面等で確認できるように示してください。
	ロ こう配1/12(高さ16cm以下の場合、1/8)を超えない構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数箇所申請される場合はこう配が最も急な箇所を整備内容に記入し、その内容が図面等で確認できるようにしてください。
	ハ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 踊り場の高さ、踏幅をcmで記入してください。また、高低差が75cm未満である場合は、その旨を記入してください。 ・ 整備内容が図面等で確認できるように示してください。

整備部分・整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
	ニ 両側に立ち上げ等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜路の両側に立ち上げ等がある旨を記入してください。立ち上げの高さに規定はありませんが、望ましい高さは5cm以上とされています。(傾斜路の両側が壁である場合は立ち上げは不要であるため、壁である場合はその旨を記入してください。)
	ホ 高さ80cm程度の手すりの設置(高さ16cm以下、かつ、こう配1/12以下の傾斜路を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手摺の有無を記入してください。手摺有りの場合は手摺の高さを合せて記入してください。手摺の高さは80cm程度(原則75~85cm(県UD(整備マニュアル)P2 1参照)を適とします。 ・ 添付図面等に手摺の設置箇所及び高さが確認できるように示してください。
	ヘ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	2 廊下等(1) 同様
	ト 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別がしやすい構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜路の勾配部分が、踊り場及び廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別がしやすい構造であるか否かを記入してください。
	チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、次に定める部分は、この限りでない。 (イ) こう配1/20以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分 (ロ) 高さ16cm以下、かつ、こう配1/12以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分 (ハ) 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点状ブロックの敷設の有無について記入してください。また、点状ブロックの種類については、質疑応答集H27(※1以降同様)、2.廊下等、1の形状に適合するものであることを図面等で確認できるように示してください。 ・ 建物用途によって該当しない項目です。 ・ 傾斜路のこう配及び高さ等の条件によっては書きが使えます。
3 階段		
(教育施設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、イからホまでに定める構造)	イ 高さ80cm程度の手すりの設置	2 廊下等(2) イ同様
	ロ 主な階段には、回り段の禁止	2 廊下等(2) ロ同様
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	2 廊下等(1) 同様
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	2 廊下等(2) ニ同様

整備部分・整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	2 廊下等（2）ホ同様
	ハ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> ・点状ブロックの敷設の有無について記入してください。また、点状ブロックの種類については、質疑応答集H27、2-1の形状に適合するものであることを図面等で確認できるように示してください。 ・建物用途によって該当しない項目です。

4 昇降機（エレベーター）

※昇降機（エレベーター）が対象の案件の場合はエレベーターの図面を添付していただくことが望ましいです。（各整備基準への適否が明確となります。）

(1) 2以上の階を有し、用途面積2,000㎡以上の公共的施設（教育施設（地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）には、エレベーターの設置		<ul style="list-style-type: none"> ・4(2)の整備基準に適合する昇降機（エレベーター）の数を記入してください。
(2) (1)に規定するエレベーターの構造（入所型の社会福祉施設に設ける寝台用エレベーターにあつては、口及び二からワまでに定める構造）	主な廊下等に近接して設置	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基準に沿った位置に計画されているか否かを記入してください。
	イ かごの幅140cm以上	<ul style="list-style-type: none"> ・有効寸法をcmで記入してください。
	ロ かごの奥行135cm以上	<ul style="list-style-type: none"> ・有効寸法をcmで記入してください。
	ハ かごは車いすの転回に支障のない形状	<ul style="list-style-type: none"> ・県UD(整備マニュアル)P26より壁面からの突出物やその位置等について記入してください。（車いすの転回に支障となるものの有無）
	ニ かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者に対して電光表示等で現在階や停止予定階の表示を求めるものであるため、その対応がされているか否かを記入してください。
	ホ 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基準の内容が整備されているか否かを記入してください。

整備部分・整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
	<p>ハ カゴ内に到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置</p>	<p>・視覚障がい者に対して音声で到着する階並びに戸の閉鎖を知らせることを求めているものであるため、その対応がされているか否かを記入してください。</p>
	<p>ト カご及び昇降路の出入口の有効幅員80cm以上</p>	<p>・有効幅員をcmで記入してください。また、その有効幅員が図面等で確認できるように示してください。</p>
	<p>チ カご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置</p>	<p>・望ましい基準ではありますが、床面から90～100cm程度(県UD(整備マニュアル)P26・27)の高さに設置し、ボタンは操作しやすいように大きめのものを用いることが求められています。その中で制御装置の床面からの高さをcmで記入してください。(ボタンの大きさについては記入不要です。また、大きさについての基準も定めていません。)</p>
	<p>リ カご内及び乗降ロビーの制御装置(チを除く。)は、視覚障害者の円滑な操作が可能な構造(点字表示等)</p>	<p>・この制御装置(主操作盤)は、視覚障がい者が操作することを想定しており制御装置の各ボタンに点字表示を適切に行い視覚障がい者の利用に対応できる構造を求めているため、その対応がされているか否かを記入してください。望ましい基準として、県UD(整備マニュアル)P27にボタンを押したことが分かりづらいという理由からタッチセンサー式は避けた方がよいとされています。</p>
	<p>又 乗降ロビーの幅及び奥行き寸法は、それぞれ150cm以上</p>	<p>・乗降ロビーの幅、奥行きについてcmで記入してください。(車いすが転回できるスペースであることを想定しています。)</p>
	<p>ル カご内の側面に手すりの設置</p>	<p>・手すりの設置の有無について記入してください。(手摺の高さは定められていないため記入は求めませんが、75～85cmが望ましい基準とされています。(県UD(整備マニュアル)P27)</p>

整備部分・整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
	<p>フ かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置</p>	<p>・ 県UD(整備マニュアル)P27の図を参考に鏡の形状(長方形や凸型等)並びに下端の高さをcmで記入してください。(鏡の形状について質疑応答集H27、4-2に記載されているため参照)</p>
	<p>フ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置</p>	<p>・ 視覚障がい者に対して音声による情報を提供することが求められているため、その対応がされているか否かを記入してください。</p>
5 便 所		
<p>(1) 多機能便房 (用途面積300㎡未満の公共施設(公衆便所を除く。))は、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房(以下「コンパクトタイプ」という。)とすることができる。)</p>	<p>不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造及び設備を有する便所(多機能便房)を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置</p>	<p>・ 5(1)イ-1～5(1)ホの該当する項目が全て適となる多機能便房の設置数を記入してください。 ・ 多機能便房の設置は、不特定かつ多数の人が利用し又は主として障がい者、高齢者等が利用する居室がある場合は、その階に設けることが望ましいですが、整備基準では各階への設置まで求めていません。(公共施設に1以上の多機能便房の設置が求められます。)質疑応答集H27、5-3参照</p>
	<p>イ-1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径150cm以上の円が内接でき、かつ便器の前方に120cm以上の距離があるもの(コンパクトタイプを除く。))の確保 (コンパクトタイプの場合) (イ) 便器の正面方向に出入口があり、直進で進入する場合は、便器の前方に120cm以上の距離を確保 (ロ) 便器の側面方向に出入口があり、転回しながら進入する場合は、便房の奥行きを120cm以上とし、便器の前方に140cm以上の距離を確保(ただし、便房の奥行きが150cm以上の場合は便器の前方の距離は120cm以上とすることができる。)</p>	<p>・ 「内接する円の直径」には多機能便房内で車いす使用者が転回するために必要な内接する円の直径が確保できる数値を記入してください。また、その寸法の確保ができていないかの確認をするため図面に示してください。 ・ 「便器の前方」には便器前方より壁等までの空間(車いすより便器に移動するために必要な空間)を確保することができる距離を記入してください。 ・ 来客用(不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等)の便所を設けない場合は多機能便房の設置は不要です。(質疑応答集H27、5-1参照) (コンパクトタイプの場合) (イ)の場合 ・ 「便器の前方」には便器前方より壁等までの空間(車いすより便器に移動するために必要な空間)を確保することができる距離を記入してください。</p>

整備部分・ 整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
		<p>(a)の場合</p> <p>・便房の奥行によって求められる便器の前方の寸法が異なるため注意が必要です。それに伴い、便房の奥行並びに便器の前方の寸法を記入してください。</p> <p>※各所、寸法の取り方は県UD(整備マニュアル)P31～34(コンパクトタイプはP34)を参照してください。</p>
	<p>イ-2 設備機器類が適切な位置及び高さに配置 (設置設備)</p> <p>(イ)腰掛け便座 (ロ)手すり(L字型手すり及び可動式手すり) (ハ)洗浄装置 (ニ)鏡 (ホ)洗面器 (ヘ)操作容易な水栓器具 (ト)非常通報装置 (チ)施錠装置 (リ)ペーパーホルダー</p>	<p>・(イ)～(リ)、全ての設備を計画されているものが適となります。</p> <p>※設備機器類の適切な位置及び高さは県UD(整備マニュアル)P31～35を参照してください。</p>
	<p>ロ-1 出入口の有効幅員80cm以上(コンパクトタイプを除く)</p> <p>(コンパクトタイプの場合)</p> <p>(イ) 便器の正面方向に出入口があり、直進で進入する場合は、出入口の有効幅員80cm以上</p> <p>(ロ) 便器の側面方向に出入口があり、転回しながら進入する場合は、出入口の有効幅員90cm以上</p>	<p>ロ-1</p> <p>・出入口の有効幅員をcmで記入してください。</p> <p>・複数申請される場合は最も幅員が小さい箇所を申請してください。また、該当の幅員が図面等で確認できるよう示してください。</p> <p>(コンパクトタイプの場合)</p> <p>(イ)</p> <p>・有効幅員80cm以上を適としてください。</p> <p>(ロ)</p> <p>・有効幅員90cm以上を適としてください。</p>
	<p>ロ-2 車いす使用者に支障となる段の禁止</p>	<p>・便房の出入口に車いす使用者の通行に支障となる段差を禁止しています。</p> <p>・出入口部分が水平であることが必要であり、水平である旨を記入してください。(例：水平及び段差なし等)また、図面でも水平である旨が確認できるようレベル等を示してください。</p> <p>・出入口部分に段差がある場合はその処理の方法を記入し、図面で整備内容が確認できるように示してください。(参考：県UD(整備マニュアル)P13、すりつけの例)</p>
	<p>ハ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造</p>	<p>1 出入口(1)口同様</p>
	<p>ニ 出入口付近に多機能便房が設置されている旨の表示</p>	<p>・ビクサイン等の設置を計画しているものが適となります。</p>

整備部分・整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
	ホ 洗面器は、車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間を確保した構造	<ul style="list-style-type: none"> ・(高さ)について75cm程度以下が望ましい基準(県UD(整備マニュアル)P31参照)となっています。 ・下部空間の寸法について65cm程度が整備基準となります。(車いす使用者の膝が下に入るもの(65cm以上)としてください。) ・高さ及び下部空間についてそれぞれcmで記入してください。
(2) 一般便所	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置。ただし、当該便所内に(1)に定める構造の便房を設ける場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基準に適合した便房の設置数を記入してください。 ・階に関係なく、建築物の中に複数の便所が点在している場合は、それぞれの箇所の便所において、腰掛便座及び手すりを設けた便房を1以上設けてください。(質疑応答集H27、5-4参照)
(3) 男子用小便器	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合は、両側手すり付きの床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基準に適合した男子用小便器の設置数を記入してください。 ・建物内に1以上設置する必要があります。また、設置場所は使用頻度が多い便所内に設けることが望ましいとされています。(質疑応答集H27、5-5参照)
(4) 便所内の洗面器の構造	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> ・この基準は便所内の洗面器(手洗い器)が審査範囲であり、便房内に洗面器(手洗い器)が計画されている場合は審査範囲外となります。その為、例えば小規模店舗等で計画されている個別(単体)の便所については便房として原則、審査しています。(次項も同様) ・カウンター埋込み式でない洗面器(手洗い器)を計画した場合、両側手すりが必要です。 ・洗面器(手洗い器)を計画されている場合には手すりの設置が必要ですが、洗面器(手洗い器)が手すりの代用として機能を果たすことが可能である場合は適と判断出来る場合があります。その事が判断できる根拠資料(耐荷重等)を添付してください。

整備部分・整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
	□ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	・整備基準に沿った水栓器具を適としてください。
(5) 便所内の乳幼児いす等及び乳幼児ベッド等（用途面積2,000㎡以上の官公庁施設、医療施設、社会福祉施設（母子福祉施設、母子健康センター及び保健センターに限る。）、商業施設（遊技施設を除く。）、文化施設、体育施設、宿泊施設又は集会施設の便所）	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上（男女用の別があるときは、それぞれ1以上）設置	・必要に応じてイ、ロ及びハの整備基準に全て適合となったものの設置数を記入してください。
	イ 乳幼児いす等のある便房を1以上設置	・整備基準に適合した設置数を記入してください。
	□ 乳幼児ベッド等を1以上設置。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。	・整備基準に適合した設置数を記入してください。
	ハ 便房及び便所の出入口付近に乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等が設置されている旨の表示	・ビクサイン等の設置を計画しているものが適合となります。
(6) オストメイト対応の設備	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項の規定の適用を受けるときは、次に定めるオストメイトのための洗浄設備のある便房を1以上（男女用の別があるときは、それぞれ1以上）設置	・イ及びロの整備基準に適合したものの設置数をそれぞれ記入してください。
	イ 汚物流し（既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。）を設置	・設置した設備（汚物流し等）を記入してください。
	□ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備が設置されている旨の表示	・ビクサイン等の設置を計画しているものが適合となります。
	ハ 設置されることが望ましい設備等 (イ)温水シャワー付き水栓器具 (ロ)手荷物棚 (ハ)衣服を掛けるためのフック (ニ)大きめの汚物入れ (ヘ)姿見用鏡 (ホ)ペーパーホルダー (ト)石けん水入れ (チ)チェンジングボード又は大人用介護ベットなど着替えをするための台	・望ましい基準である為、設備の設置は任意です。また、適否の判定は不要です。
6 敷地内の通路		
※敷地内の通路のルートを設定し、図示してください。そのルートについて審査をします。		
(1) 表面の仕上げは、滑りにくい材料		2 廊下等（1）同様
(2) 段を設ける場合の段の構造（3のイからホまでに定める構造）	イ 高さ80cm程度の手すりの設置	2 廊下等（2）イ同様
	□ 主な階段には、回り段の禁止	2 廊下等（2）ロ同様
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	2 廊下等（1）同様
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	2 廊下等（2）ニ同様

整備部分・整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	2 廊下等 (2) ホ同様
(3) 通路を横断する排水溝等には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたの設置		・ 通路を横断する排水溝等には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたの設置 (例えば、 <i>グレチング</i> の場合、細目は適とします。)
(4)-1 建物出入口から道等に至る1以上の敷地内の通路	イ 有効幅員120cm以上	・ 通路の有効幅員をcmで記入してください。 ・ 通路の幅員が異なる場合は最も幅員が小さい箇所を申請してください。また、該当の幅員が図面等で確認できるように示してください。
	ロ 車いすが転回できる部分を50m以内ごとに設置	2 廊下等 (3) ロ同様
	ハ 戸を設ける場合の戸の構造	
	(イ) 有効幅員80cm以上	1 出入口 (1) イ同様
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	1 出入口 (1) ロ同様
	ニ 高低差がある場合は、(6)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置	・ 高低差の解消方法を記入してください。 記入例:「傾斜路の設置」「特殊構造昇降機の設置」等(傾斜路で対応された場合は6.(6)イ~ハの該当箇所に傾斜路の構造を記入してください。) ・ 6.(6)の項目が全て適合となった傾斜路の場合にこの項目を適としてください。
(4)-2 建物出入口から車いす使用者用駐車区画に至る1以上の敷地内の通路	イ 有効幅員120cm以上	6 敷地内の通路 (4) -1 イ同様
	ロ 車いすが転回できる部分を50m以内ごとに設置	2 廊下等 (3) ロ同様
	ハ 戸を設ける場合の戸の構造	
	(イ) 有効幅員80cm以上	1 出入口 (1) イ同様
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	1 出入口 (1) ロ同様
	ニ 高低差がある場合は、(6)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置	6 敷地内の通路 (4) -1 ニ同様

整備部分・整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
	ホ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置	1 出入口（4）同様
(5) 建物出入口から道等に至る1以上の敷地内の通路（共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。）	イ 用途面積が2,000㎡以上の公共的施設には、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置等の設置 ロ 車路に接する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、次に定める部分は、この限りでない。 (イ) こう配1/20以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分 (ロ) 高さ16cm以下、かつ、こう配1/12以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分 (ハ) 段がある部分又は傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分	・ イについては、用途面積が2,000㎡以上の公共的施設に、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置等が設置されているか否かについて記入してください。 ・ ロについては、車路に接する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分に点状ブロック等が敷設されているか否かについて記入してください。（車路に接する部分については歩車未分離の駐車場につながる部分は対象外とします。）
(6) 傾斜路及びその踊り場の構造	イ 2の(5)のイからニまで及びへに定める構造 (イ) 有効幅員120cm以上（段併設の場合は、90cm以上） (ロ) こう配1/12（高さ16cm以下の場合は、1/8）を超えない構造 (ハ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置 (ニ) 両側に立ち上げ等の設置 (ホ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料 ロ 高さ80cm程度の手すりの設置（高さ16cm以下、かつ、こう配1/12以下又はこう配1/20以下の傾斜路を除く。） ハ 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい構造	・ 6、(4)-1、ニ又は6、(4)-2、ニの内、1つ(条件の不利な傾斜路)を申請してください。 2 廊下等（5）イ同様 2 廊下等（5）ロ同様 2 廊下等（5）ハ同様 2 廊下等（5）ニ同様 2 廊下等（5）へ同様 2 廊下等（5）ホ同様 2 廊下等（5）ト同様
7 駐 車 場		
※新たに駐車場を計画した場合を原則、審査対象とする。（既存駐車場は審査対象としない。（任意で申請する場合を除く））		
(1) 車いす使用者用駐車区画の設置	二千平方メートル未満の公共的施設に三十台未満の駐車区画を設ける場合 次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を1以上設置	・ 以下のイ～ハの全てが適合となる車いす使用者用駐車区画の区画数を記入してください。

整備部分・整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
	イ 建物出入口に最も近い位置に設置	・建物出入口に最も近い位置に設置しているか否かを記入してください。
	□ 区画幅員350cm以上	・区画幅員をcmで記入してください。
	ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造	・床面は、平坦とし、水はけの良い構造となっているか否かを記入してください。 ・「平坦とし、水はけの良い」とは概ね1%以下とするのが望ましい基準とされています。(質疑応答集H27、7-5より)
二千平方メートル以上の公共的施設又は三十台以上の駐車区画を設ける場合		
	次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を1以上設置	・以下のイ～ハの全てが適合となる車いす使用者用駐車区画の区画数を記入してください。
	イ 建物出入口に最も近い位置に設置	7 駐車場（1）二千平方メートル未満の公共的施設に三十台未満の駐車区画を設ける場合イ同様
	□ 区画幅員350cm以上	7 駐車場（1）二千平方メートル未満の公共的施設に三十台未満の駐車区画を設ける場合□同様
	ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造	7 駐車場（1）二千平方メートル未満の公共的施設に三十台未満の駐車区画を設ける場合ハ同様
	二 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示	・車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等の見やすい方法により標示することが求められており、その表示方法及び高さについて記入してください。 ・駐車場案内標識の例がイラストで紹介されています。(県UD(整備マニュアル)P39)
	ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近に車いす使用者用駐車区画の位置を標示、又は位置へ誘導する立て看板の設置	・道等から駐車場に至る主な出入口付近に車いす使用者用駐車区画の位置を標示、又は位置へ誘導する立て看板の設置が求められており、その表示方法及び高さについて記入してください。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りではありません。
	ヘ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置	1 出入口（4）同様

整備部分・整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
② 車いす使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路	7②への記入は、駐車場内の通路について記入するものです。例えば、明確に駐車場がその他の部分と分れている場合や、隣地に駐車場を計画する場合、公道を挟んで隣地に駐車場を計画する場合(この場合、道路部分にはUD整備基準は審査範囲外です。)、同一敷地内でも明確に駐車場のエリアを計画する場合などの場合にこの項目が該当してきます。	
	イ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	2 廊下等 (1) 同様
	ロ 段を設ける場合の段の構造	
	(イ) 高さ80cm程度の手すりの設置	2 廊下等 (2) イ同様
	(ロ) 主な階段には、回り段の禁止	2 廊下等 (2) ロ同様
	(ハ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	2 廊下等 (1) 同様
	(ニ) 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	2 廊下等 (2) ニ同様
	(ホ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	2 廊下等 (2) ホ同様
	ハ 通路を横断する排水溝等には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたの設置	6 敷地内の通路 (3) 同様
	ニ 有効幅員120cm以上	6 敷地内の通路 (4) -1 イ同様
	ホ 車いすが転回できる部分を50m以内ごとに設置	2 廊下等 (3) ロ同様
	ヘ 戸を設ける場合の戸の構造	
	(イ) 有効幅員80cm以上	1 出入口 (1) イ同様
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	1 出入口 (1) ロ同様
	ト 高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高低差の解消方法を記入してください。 記入例:「傾斜路の設置」「特殊構造昇降機の設置」等(傾斜路で対応された場合はフ.(イ)～(ト)の該当箇所に傾斜路の構造を記入してください。) ・ フ.(イ)～(ト)の項目が全て適合となった傾斜路の場合にこの項目を適としてください。
	チ 傾斜路及びその踊り場の構造	
	(イ) 有効幅員120cm以上(段併設の場合は、90cm以上)	2 廊下等 (5) イ同様

整備部分・整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
	(0) こう配1/12（高さ16cm以下の場合1/8）を超えない構造	2 廊下等（5）口同様
	(ハ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置	2 廊下等（5）ハ同様
	(コ) 両側に立ち上げ等の設置	2 廊下等（5）ニ同様
	(ホ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	2 廊下等（5）ヘ同様
	(ハ) 高さ80cm程度の手すりの設置（高さ16cm以下、かつ、こう配1/12以下又はこう配1/20以下の傾斜路を除く。）	2 廊下等（5）ホ同様
	(ト) 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい構造	2 廊下等（5）ト同様
	リ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置	1 出入口（4）同様
8 浴室		
用途面積1,000 m²以上の医療施設、社会福祉施設、宿泊施設及び公衆浴場		
	浴室を設ける場合は、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の浴室は、次に定める構造	・ 81～の該当する項目が全て適となる浴室の設置数を記入してください。
	イ 脱衣室及び浴室の出入口	
	(イ) 有効幅員80cm以上	1 出入口（1）イ同様
	(0) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	1 出入口（1）口同様
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止	1 出入口（1）ハ同様
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	2 廊下等（1）同様
	ハ 障害者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置	・ 浴槽への出入りに利用する手すりを取り付けるとともに、洗い場には立ち上がる動作を補助する垂直の手すりが必要となります。それらが計画されているか否かを記入してください。 ・ 脱衣室には、浴室への出入り等に利用する手すりの取付が必要です。
	ニ 容易に操作できる水栓器具の設置	・ 設置数及び型式についてそれぞれ記入してください。設置数は整備基準に適合しているものの設置数を記入してください。 ・ 設置数については特段の規定がないため、原則、浴室に整備基準に適合する水栓器具が1か所計画されていれば適合となりますが、実況に応じて設置数を考慮する必要があります。

整備部分・整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
9 更衣室又はシャワー室 用途面積1,000㎡以上の体育施設		
	更衣室又はシャワー室を設ける場合は、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造	・9イ～ロの該当する項目が全て適となる更衣室又はシャワー室の設置数を記入してください。
	イ 更衣室又はシャワー室の出入口	
	(イ) 有効幅員80cm以上	1 出入口（1）イ同様
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	1 出入口（1）ロ同様
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止	1 出入口（1）ハ同様
	□ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	2 廊下等（1）同様
	ハ 障害者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置	・シャワールーム内での利用が支障なくできるように手すりを水平及び垂直に取り付ける必要があるため、それらが計画されているか否かを記入してください。
	ニ 容易に操作できる水栓器具の設置	・設置数及び型式についてそれぞれ記入してください。設置数は整備基準に適合しているものの設置数を記入してください。 ・設置数については特段の規定がないため、原則、更衣室又はシャワー室に整備基準に適合する水栓器具が1か所計画されていれば適合としますが、実況に応じて設置数を考慮する必要があります。
10 客室 50室以上の客室を有する宿泊施設		
	次に定める構造の客室を客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設置	・10イ～ホの該当する項目が全て適となる客室の設置数を記入してください。
	イ 客室の出入口	
	(イ) 有効幅員80cm以上	1 出入口（1）イ同様
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	1 出入口（1）ロ同様
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止	1 出入口（1）ハ同様
	□ 室内の便所の構造	

整備部分・ 整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
	(イ) 車いす使用者が利用できる十分な空間 (直径150cm以上の円が内接でき、かつ便器の前方に120cm以上の距離があるもの)の確保並びに設備機器類が適切な位置及び高さ に配置 (設置設備) ①腰掛け便座 ②手すり(L字型手すり及び可動式手すり) ③洗浄装置 ④鏡 ⑤洗面器 ⑥操作容易な水栓器具 ⑦非常通報装置 ⑧施錠装置 ⑨ペーパーホルダー	<ul style="list-style-type: none"> ・「内接する円の直径」には便所内で車いす使用者が転回するために必要な内接する円の直径が確保できる数値を記入してください。また、その寸法の確保ができているかの確認をするため図面に示してください。 ・「便器の前方」には便器前方より壁等までの空間(車いすより便器に移動するために必要な空間)を確保することができる距離を記入してください。 ・①～⑨、全ての設備を計画されているものが適となります。
	(ロ) 出入口の有効幅員80cm以上、かつ、車いす使用者に支障となる段の禁止	1 出入口 (1) イ及び1 出入口 (1) ハ同様
	(ハ) 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	1 出入口 (1) ロ同様
ハ 室内の浴室の構造		
	(イ) 非常通報装置の設置	・非常通報装置の設置がされているか否かを記入してください。
	(ロ) 8に定める構造	
	① 脱衣室及び浴室の出入口	
	有効幅員80cm以上	1 出入口 (1) イ同様
	戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	1 出入口 (1) ロ同様
	車いす使用者に支障となる段の禁止	1 出入口 (1) ハ同様
	② 表面の仕上げは、滑りにくい材料	2 廊下等 (1) 同様
	③ 障害者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置	・手すり等設置がされているか否かについて記入してください。
	④ 容易に操作できる水栓器具の設置	・設置数及び型式についてそれぞれ記入してください。設置数は整備基準に適合しているものの設置数を記入してください。
	二 車いす使用者が円滑に利用できる十分な面積の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・㎡数を記入してください。 ・車いす使用者が転回できるスペースを確保してください。 (県UD(整備マニュアル)P4 5 参照)

整備部分・整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
	ホ 視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した音声、光等による非常警報装置の設置	・整備基準に適合した非常警報装置の設置数及び型式を記入してください。(県UD(整備マニュアル)P45参照)
11 授乳場所等		
	公共の施設には、必要に応じて、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を1以上設置 (設置設備) (イ) 乳幼児いす等、乳幼児ベッド等 (ロ) 給湯設備 (ハ) 洗面器又は流し台 (ニ) 大きめの汚物入れ (ホ) 出入口付 近くに授乳場所等である旨の表示	・必要に応じて設置する設備であるため、任意項目です。また、適否の判定もありません。
12 観覧席及び客席娯楽施設、体育施設及び集会施設		
	イ 固定式の観覧席等を設ける場合は、次に定める構造の車いす使用者用観覧席等の設置	・次の(イ)及び(ロ)の合計数を記入してください。(映画館など、1の建築物に複数の会場があるものを想定しています。)
	(イ) 観覧席等が100席以上400席以下の場合 (2席以上)	・整備基準に適合した設置数を記入してください。 ・客席数が図面で確認できるように示してください。
	(ロ) 観覧席等が400席を超える場合 (2席以上10席)	同上
	ロ 幅85cm以上、奥行き120cm以上 (1席当たり)	・幅及び奥行についてcmで記入してください。(県UD(整備マニュアル)P49参照)
	ハ 観覧席等の正面及び側面に腰壁、手すり等の設置	・講じた措置を記入してください。 ・転落を防止する事が目的となります。(県UD(整備マニュアル)P49参照)
	ニ 車いす使用者が円滑に到達できる1以上の経路の確保	
	(イ) 出入口から車いす使用者用観覧席等に至る経路	・経路を図面に示してください。その中で講じた措置(傾斜路等)があれば記入してください。講じた措置がない場合は「措置必要なし」又は「講じた措置なし」等の記入をしてください。

整備部分・整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
	(0) 出入口又は車いす使用者用観覧席等から舞台等に至る経路	同上
13 カウンター等 (カウンター、記載台、公衆電話台等)		
	(1) カウンター等を設ける場合は、車いす使用者に配慮したカウンター等を1以上設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置箇所(設置場所)を記入してください。特段、整備基準を定めている項目ではありませんが、利用しやすい箇所への設置としてください。 ・ 審査対象となるカウンターとは、主に書類への記入等で使用する場合を想定しています。(例:お金や商品の受け渡しメインのコンビニのカウンターは対象外となります。)
	イ カウンター等の高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さをcmで記入してください。 ・ 高さ70cm程度が望ましい基準となっています。 ・ 車いす使用者が利用できる構造とすることが整備基準となります。(県UD(整備マニュアル)P50参照)
	ロ 下部には、車いすで接近しやすい空間を確保(床面から65cm程度、奥行き45cm程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面からの高さ及び奥行きをそれぞれcmで記入してください。 ・ 床面から65cm程度及び奥行き45cm程度が整備基準となります。 ・ 車いす使用者が利用できる構造とすることが整備基準となります。(県UD(整備マニュアル)P50参照)
	(2) レジカウンターを設ける場合は、1以上のレジカウンターは、次に定める構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置箇所(設置場所)を記入してください。特段、整備基準を定めている項目ではありませんが、利用しやすい箇所への設置としてください。
	イ 有効幅員80cm以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効幅員とはレジカウンター前(客側)の通路幅員をいいます。その通路幅員をcmで記入してください。(県UD(整備マニュアル)P51参照)

整備部分・整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
	<input type="checkbox"/> 車いす使用者が円滑に通過できる構造	<p>・レジカウンター前の通路の床が平坦である旨や滑りにくい材料である旨等を記入してください。</p>
14 改札口 入場券等の検査又は取集めを行う場所		
<p>※建築物の整備基準における改札口は、施行規則別表第2第2「公共交通機関の施設」の適用を受けるもの以外で設けられるもの(映画館、劇場等)が対象となります。</p>		
	改札口を設ける場合は、1以上の改札口は、次に定める構造	<p>・整備基準に適合している設置数を記入してください。</p>
	<input type="checkbox"/> 有効幅員80cm以上	<p>・有効幅員をcmで記入してください。</p>
	<input type="checkbox"/> 車いす使用者が円滑に通過できる構造	<p>・改札口等の部分の通路の床が平坦である旨や滑りにくい材料である旨等を記入してください。</p>
	<input type="checkbox"/> 案内窓口(券売機)から改札口に至る通路に視覚障害者誘導用ブロック等の敷設	<p>・視覚障害者誘導用ブロック等の敷設計画を図面に示してください。それに伴い、整備内容を記入してください。</p>
15 避難設備 (緊急時の設備)		
	(1) 自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合は、視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した音声、光等による非常警報装置の設置	<p>・消防法により自動火災報知設備かつ誘導灯の設置が求められる場合に該当する項目です。</p> <p>・消防の指導により誘導灯等の配置が制限される可能性があるため、消防と打ち合わせたものを図示してください。</p> <p>・音声、光等による非常警報装置の設置について記入してください。</p>
	(2) 非常口の屋内から屋外に至る主要な避難通路には、段差の禁止	<p>・外部に通ずる扉までの避難通路に段差があるか否かについて記入してください。</p>
	(3) 防火戸に附帯するくぐり戸下部は、またぐ必要のない構造	<p>・防火戸がある場合には、くぐり戸の下部がまたぐ構造となっているか否かについて記入してください。</p>
16 案内板		

整備部分・整備項目	整備基準	整備内容及び適合状況
	案内板を設ける場合は、次に定める構造	<ul style="list-style-type: none"> 案内板を設ける場合に該当する項目です。 案内板を設置する場所を記入してください。
	イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障害者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮	<ul style="list-style-type: none"> 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障害者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮について講じた措置を記入してください。
	ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障害者が円滑に利用できる構造。ただし、案内所、案内設備等により、視覚障害者への情報提供が支障なく行われる場合又は教育施設（特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設に案内板を設ける場合においては、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障害者が円滑に利用できる構造とするために講じた措置を記入してください。
	ハ 多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示	<ul style="list-style-type: none"> 多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示しているか否かについて記入してください。
	ニ 必要に応じて、ローマ字又は絵による表示	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、ローマ字又は絵による表示がされているか否かについて記入してください。 必要に応じて求められる基準であるため、適否の判定は必要ありません。

- 審査対象の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する部分)と審査対象外の部分(店舗等における荷物用エレベーター・従業員専用の廊下、階段、便所等・機械式の自動車の内部部分・屋外避難階段などの通常、一般公衆の利用に供される見込みのない部分)の区別がつくよう図示してください。
- 添付図面に設計者等の押印は必要ありません。
- 委任状の添付は任意です。
- 整備基準適合表(建築物)の※判定欄は記入しないでください。(所管行政庁による判定を記入する欄です。)
- 整備基準適合表(建築物)の適合状況の欄はその項目が適か否かを申請者が判断し記入してください。
- 整備基準適合表(建築物)の整備基準が何らかの理由により該当しない場合はその理由を記入し、その項目を斜線としてください。
- 申請者と審査側の考えの相違及び寸法の取り方の違い等がないように原則、整備内容を図面に示してください。
- 整備内容の対象箇所が複数ある場合は、最も不利な数値となる箇所を整備内容に記入してください。
- ※1 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例質疑応答集(建築物)H27.8.10改訂 = 質疑応答集H27
- 質疑応答集H27は三重県HP (<http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/20881012611.htm>)
- ※2 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(整備マニュアル) = 県UD(整備マニュアル)

(4) 床材と滑りやすさ

「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則」では「表面の仕上げは滑りにくいものとする」と明記されています。

検証については各々の手法が存在しますが、JIS A5705（ビニル系床材）付属書に定める、「床材の滑り試験方法（斜め引張型）によって測定される、滑り抵抗係数（C. S. R. : Coefficient of Slip Resistance）」を用いた手法について照会します。

C. S. R. を規定する際には、床の使用条件を勘案して、以下のうちから当該部位において可能性のある表面状態を検討する必要があります。

なお、ほこりや、水分の付着の有無により滑りやすさは大きく異なるので、外部から持ち込まないように玄関回りを計画する必要もあります。

- ① 完全清掃の状態
- ② ほこり付着の状態
- ③ 水分付着の状態
- ④ 油付着の状態

（出典：小野英哲 東京工業大学名誉教授 現 東北工業大学教授）

床の材料、仕上げは当該部位の使用条件を勘案したうえで、原則としてC. S. R. が以下の値を満足する材料、仕上げが望ましいものです。

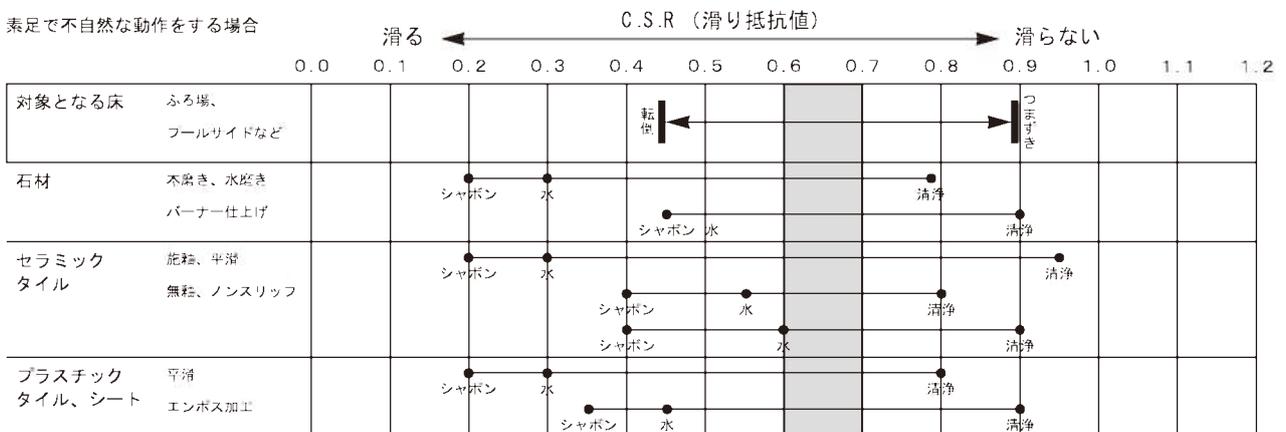
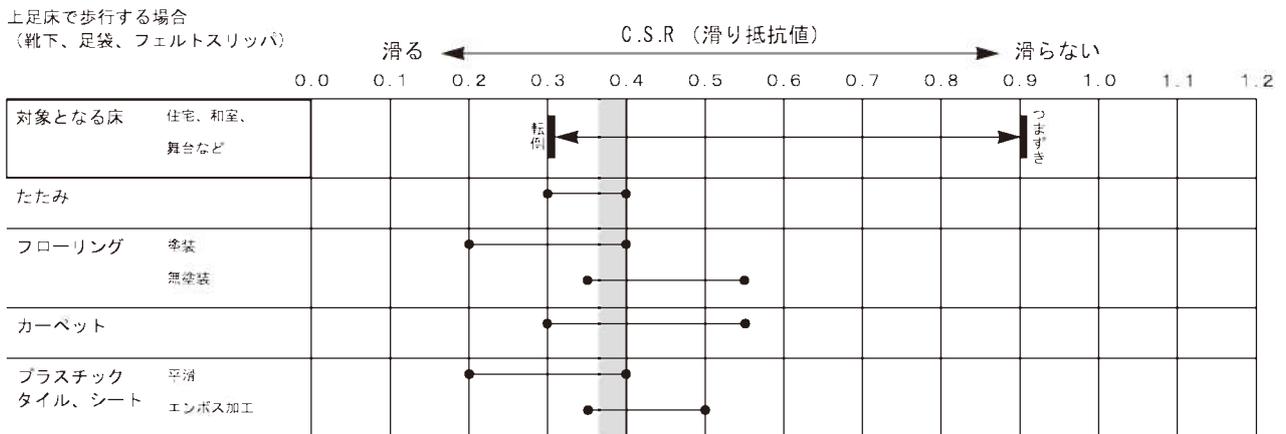
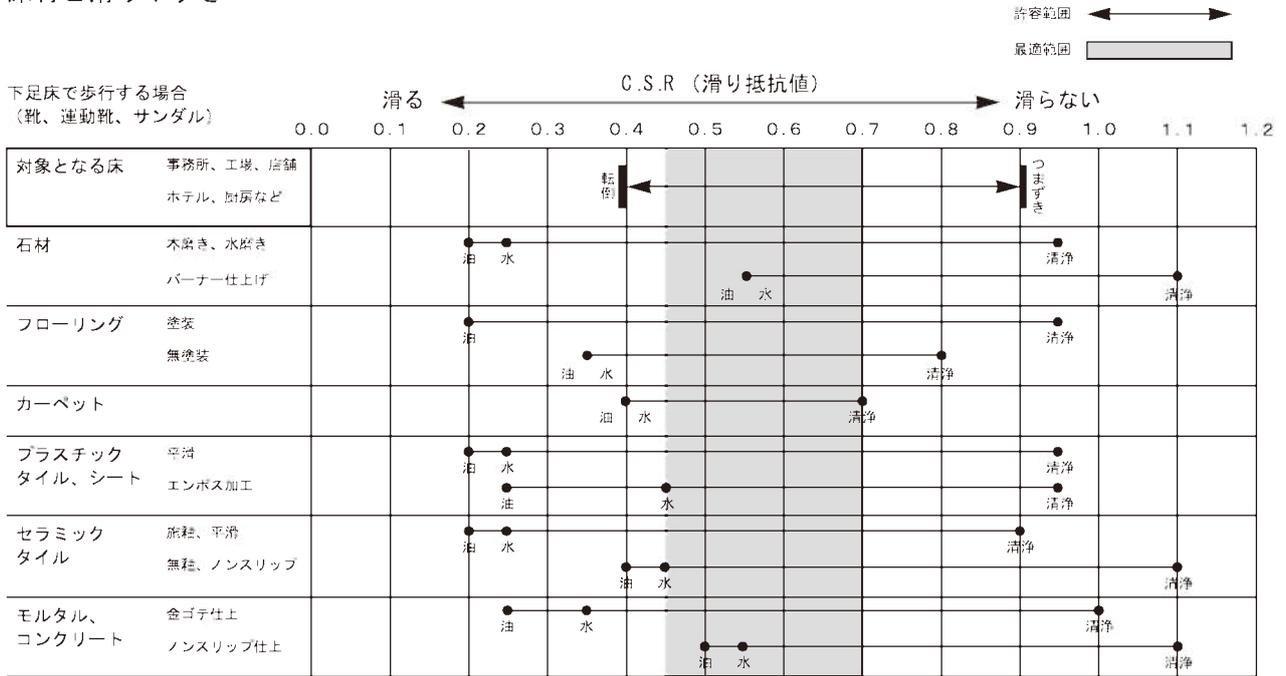
ただし、体育館の床など激しい運動動作を行なう箇所については、あまり滑らない床も危険であるのでこの限りではありません。

下足で歩行する部分	0.4 ~ 0.9
上足で歩行する部分	0.35 ~ 0.9
素足で利用する部分	0.45 ~ 0.9
傾斜路部分	0.5 ~ 0.9

三重県ではC. S. R. について0.4~0.9（激しい運動動作を行なう箇所を除く）が妥当な数値と考えています。

なお、同一の床においてはつまずいたりする危険を避けるため、できる限り滑り抵抗に大きな差（C. S. R. で0.2以上）のある材料の複合使用を避けるのが望ましいです。

床材と滑りやすさ



出典：小野英哲 東京工業大学名誉教授
現 東北工業大学教授